

第22期第16回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年8月19日（金）14時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り7182番地217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | |
|---|-------|
| (1) なまこ漁業特認許可方針について（諮問） | P2～P6 |
| (2) 令和4年度とびうお2そう船びき網漁業特認許可方針について（協議） | P7 |
| (3) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における
佐賀県の要望事項について（報告） | P8～P9 |
| (4) その他 | |

水産第2040号
令和4年8月8日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



なまこ漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

なまこ漁業（特認）（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

なまこ漁業（すもぐり）

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 福岡県糸島市二丈町串崎

イ 福岡県糸島市二丈町串崎と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

（5）漁業時期

10月1日から翌年3月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

令和4年9月1日から令和4年9月16日まで

第4 許可の基準

合計数が10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(2) 2013年10月1日から2021年3月31日までの期間において、なまこの水揚げの実績がある者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心（世界測地系）

緯度：33°28′06″

経度：130°00′42″

(2) 操業時間は、次のとおりとする。

10月・・・午前7時00分から午後5時30分まで

11月・・・午前7時00分から午後5時00分まで

12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで

1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで

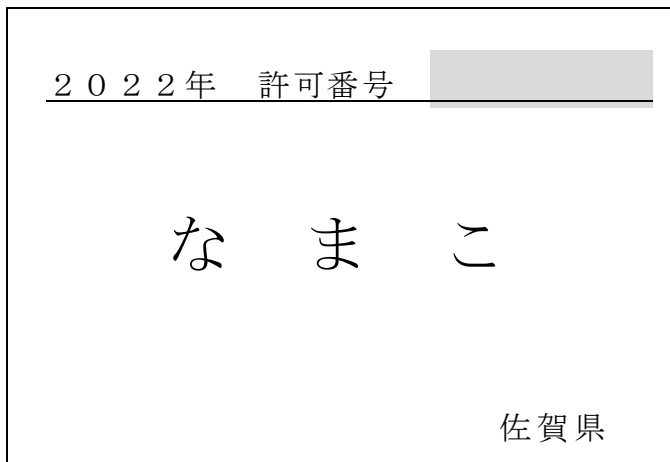
2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで

3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで

(3) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は1隻1名とする。

(4) 作業中は、県が指定する作業標旗を船舷上3.0メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標 旗) 地色：黄 色
字色：白 色



松漁調委第12号
令和4年8月8日

佐賀県知事 山口 祥義 様

松浦海区漁業調整委員
会 長 川 寄

令和4年度とびうお2そう船びき網漁業特認許可方針について(答申)

令和4年7月19日付け水産第1784号で諮問のあったこのことについて、令和4年7月28日に開催した第22期第15回松浦海区漁業調整委員会で審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

漁業実態を踏まえた上で、再度諮問することを求めます。

(担当：海区漁業調整委員会事務局)

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

本県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。

また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。

については、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないように、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

継 続

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況を見ると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。